議案第４９号

愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和８年１２月１日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、受給者証の提示に係る特例を定めるため必要があるからである。

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

（愛西市子ども医療費支給条例の一部改正）

第１条　愛西市子ども医療費支給条例（平成１７年愛西市条例第９８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「提示するものとする」を「提示しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、医療を受けようとする子どもが、市長に対し個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供することにより、当該医療機関等から医療費の支給に係る医療を受けることができる子どもであることの確認を受けることができる場合は、この限りでない。

（愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正）

第２条　愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成１７年愛西市条例第９９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「よる母子・父子家庭医療費」の次に「（以下「医療費」という。）」を加え、「、母子・父子家庭医療費」を「、医療費」に改め、同条第２項中「母子・父子家庭医療費」を「医療費」に改め、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、受給者が、市長に対し個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供することにより、当該医療機関等から受給者であることの確認を受けることができる場合は、この限りでない。

第４条の見出し中「母子・父子家庭医療費」を「医療費」に改め、同条第１項中「母子・父子家庭医療費（以下「医療費」という。）」を「医療費」に改める。

（愛西市障害者医療費支給条例の一部改正）

第３条　愛西市障害者医療費支給条例（平成１７年愛西市条例第１０５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第６条第２項中「受給資格者」を「前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が、市長に対し個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在

留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供することにより、当該医療機関等から受給者であることの確認を受けることができる場合は、この限りでない。

第７条第２項及び第８条中「受給資格者」を「受給者」に改める。

第９条第１項中「受給資格者」を「受給者」に改め、同条第２項中「受給資格者」を「者」に改める。

（愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正）

第４条　愛西市精神障害者医療費支給条例（平成１７年愛西市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「。以下「法」という。」を削る。

第６条第２項中「受給資格者」の次に「（以下「受給者」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が、市長に対し個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用

者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長から回答を受けて当該情報を当該医療機関等に提供することにより、当該医療機関等から受給者であることの確認を受けることができる場合は、この限りでない。

第７条第１項中「受給者証の交付を受けた受給資格者」を「受給者」に、「受給資格者に」を「受給者に」に改め、同条第２項「受給資格者」を「受給者」に改める。

第８条及び第９条中「受給資格者」を「受給者」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。